

地域における出土品の公開・活用の促進について

文化財は地域の光であり、発掘出土品の公開・活用も、地方の主体性をもってそれぞれの地域において行われることが基本と考えます。

特に飛鳥地域に存在する多くの遺跡から出土した出土品は、「日本国誕生」の歴史を物語るものであるとともに、地元に関わる人々の手によって大切に守られてきた、飛鳥地域に根ざした文化財であります。

しかしながら、たとえば約20年前に飛鳥池工房遺跡（県有地）の発掘調査によって出土した富本銭等は、最古の鑄造貨幣として地域にとってもきわめて重要な価値を有するにもかかわらず、これまでほとんど公開・活用されておらず、じつに残念な状況にあると言わざるを得ません。

奈良県及び明日香村は、発掘以来その光を見せることなく埋もれているこうした出土品を、地方の主体性のもとに再び地域の光として公開・活用する機会を設けられることを切に願うものです。その実現のために、下記のとおり要望いたします。

記

1. 富本銭等の飛鳥池工房遺跡出土品については、その出土地である奈良県立万葉文化館における公開・活用を念頭に富本銭等の一部について、長期的に占有を認める措置を早急にとられたい。このため、関係者による協議に早急に入られたい。

＜独立行政法人国立文化財機構固定資産管理規程＞

第17条 固定資産等は、第2項による場合を除き、有償で貸し付けることができる。

- 2 固定資産等を公衆の観覧に供する場合、観覧者のサービスに供する場合並びに教育、試験及び調査に供する場合などで、かつ、理事長等が適当と認めたときは、時価より低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。

- 3 (略)

(注) 富本銭等の所有権の帰属のあり方については今後とも明確にしていく必要がある。

2. その際には、奈良県立万葉文化館における公開・活用に当たって必要な環境整備などを含めた技術的助言等の支援をお願いしたい。

(注) なお、貸与品を公開する場合は、文化財保護法53条の「所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとする」場合及び「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」の公開日数等には該当しないものと認識。

平成30年4月12日

奈良県知事 荒井 正吾

明日香村長 森川 裕一